不利益処分の内容	助産施設における助産の実施の解除		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 22 条		
担　当　課	こども家庭相談センター	処分権者	市　長
設　定　日	平成６年 10 月１日		

処　分　基　準

助産施設の意思の意見を参考にして判断し、解除する。

変更日　平成 13 年４月１日

不利益処分の内容	母子生活支援施設における母子保護の実施の解除		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 23 条		
担　当　課	こども家庭相談センター	処分権者	市　長
設　定　日	平成６年 10 月１日		

処　分　基　準

鳥取市母子生活支援施設条例第７条第１項各号のいずれかに該当する場合

変更日　平成 13 年４月１日